

三重県の取り組み(1)

- 地球温暖化対策推進条例で適応に関する情報提供について言及。
- 講演会の開催や一般向けの県の影響レポート冊子の公表を経て、報告書を作成。

三重県の取り組みの経緯

■地球温暖化対策推進条例

制定：平成25年12月、施行：平成26年4月

●地球温暖化への適応：第14条

県は、地球温暖化への適応(地球温暖化による影響に適切に対処するという。)に関する情報の提供に努めなければならない。

■講演会・セミナーの開催

平成25年から実施

- シンポジウム「地域から考える気候変動問題～伊勢志摩サミットに向けて～」(平成28年3月・主催：環境省、共催：三重県)
- 三重県気候講演会(平成28年11月9日津地方気象台と開催)



■三重県気候変動影響レポート2014の作成

- 気候変化の現状や21世紀末の気候予測、適応の必要性などの県内の情報をわかりやすく編集した啓発冊子

■三重県の気候変動影響と適応のあり方報告書の作成

- 県内の気候変動影響の現状と将来予測される影響、適応を進めていくための考え方をまとめた報告書
- 県内の気候変動影響の現状：コメの品質低下と品種改良、カキとミカンの高温対策、洪水被害の状況、熱中症救急搬送者数など
- 県内で生じる影響予測：コメの収量、ブナの潜在生育域、斜面崩壊発生確率など

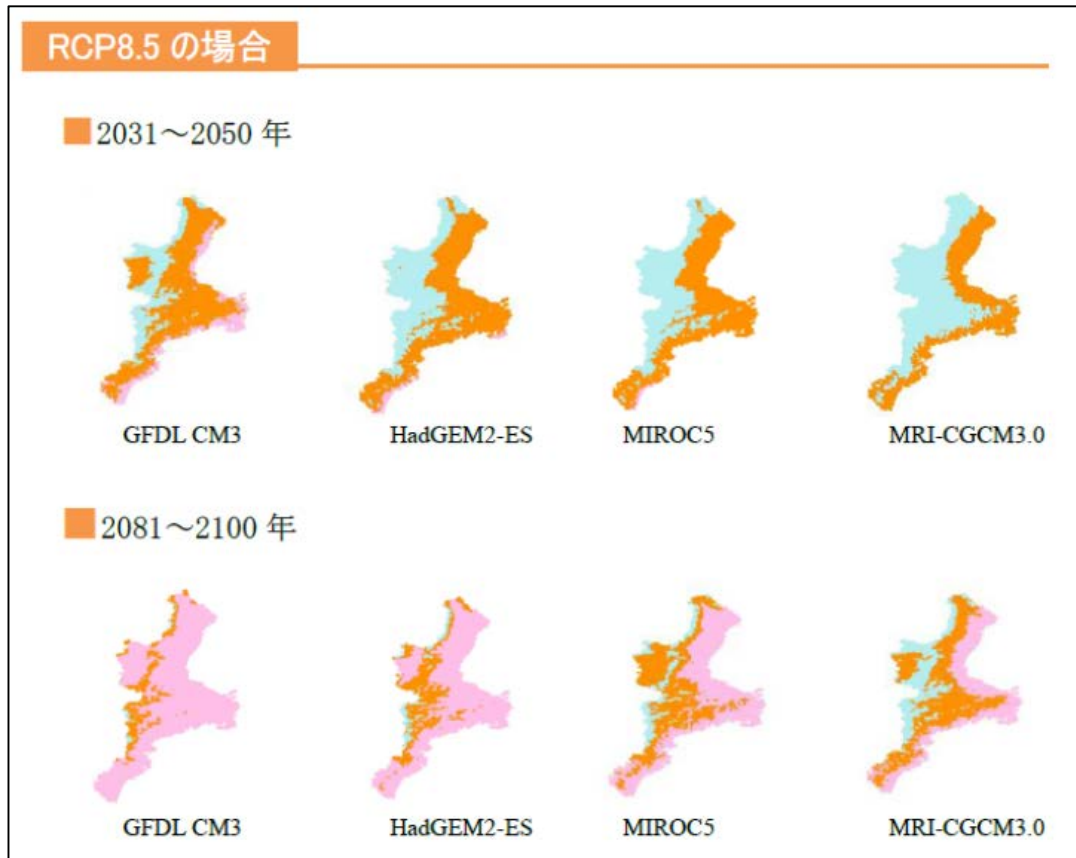


品種改良したコメ

三重県の取り組み(2)

- 「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」を公表（平成28年3月）。
- 一般向けの気候変動適応セミナー等を継続的に開催。

将来のウンシュウミカン栽培適域予測図



一般向けに開催された
気候変動適応セミナーの様子



平成25年から、一般向けのセミナーの開催を重ねている。
講演者・パネラーは、気候変動影響・適応の専門家、地元の大学の災害や医療の分野の専門家、気象予報士など。